

暮らし

働く貧困層に厳しすぎ？ 経済対策「低所得者に1万5000円」

中日新聞 2016年8月11日

住民税が課税されない年収の目安			
給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税 上限の 年収	区分	非課税 上限の 年収
単身	100 万円	単身	65歳以上 155 万円
夫婦 配偶者を扶養 している場合	156 万円	夫婦 65歳未満 105 万円	
夫婦子1人 配偶者と 子1人を扶養 している場合	205.7 万円	夫婦 65歳以上 211 万円	
		夫婦 65歳未満 171.3 万円	

厚生労働省のホームページから。
生活保護基準の一級地での限度額

政府の経済対策に、約2200万人の低所得者への1人1万5000円の現金給付が盛り込まれた。2014年の消費税増税時に導入された「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）に基づいて実施され、政府は所得を底上げすることで個人消費の拡大を狙う。ただ、「なぜ自分は低所得者に含まれないのか」と不満を持つ人も少なくない。給付対象とされる「低所得者」とは、どのように規定されているのか。

「経済対策としてばらまきの話がまた出てきたけれど、自分はいつも対象外。貯金もほとんどなく貧乏暮らしなのに、役所から申請書が届いたことは一度もない」。名古屋市内に住む派遣社員で一人暮らしの男性（43）は、こうぼやく。

男性の年収は、税金や社会保険料が差し引かれる前の額面で約百八十万円。税金やアパート代などを差し引いた後の一カ月の生活費は八万円ほどしかない。一般的な感覚からすると、低所得者に含まれてもよさそうに思える。

それでも、男性が支給対象にならないのは、国がいう低所得者の条件の一つが、「住民税非課税」とされているからだ。

一四年度からの低所得者向けの臨時福祉給付金は、本年度も継続されている。本年度分の支給額は一人当たり三千円で、遺族・障害の基礎年金受給者は三万円が加算される。自治体が対象者に申請書を送り、対象者が記入して送り返す手順だ。現在、多くの自治体が申請書の発送作業を進めている。

一万五千円の給付金は、来年支給される。支給額が多いのは、来年度以降の二年半分をまとめて配るためだ。

住民税が非課税になる年収の上限は、単身や夫婦二人、夫婦と子ども一人など家族構成などによって異なり、自治体によって金額が若干違うが、単身の給与所得者の場合はおおむね百万円。男性は、年収約百八十万円だからあっさり外れてしまう。

一方、六十五歳以上の公的年金受給者の場合、男性のようなワーキングプアといわれる

働く貧困層に比べると対象に含まれやすい。というのも、住民税が非課税となる年収額が単身者でおおむね百五十五万円などと高いからだ＝表。

老齢年金ではなく、遺族年金や障害年金の場合だと、年金が非課税所得の扱いのため、さらに住民税非課税の対象者になりやすい。臨時福祉給付金は対象者を資産額では絞らないため、貯金が多い人が対象者になり、貯金がほぼゼロの人が対象外になるというケースが生じている。

今春、「選挙対策では」と話題になったのが「年金生活者等支援臨時福祉給付金」。六十五歳以上の高齢者向けで、一人当たりの支給額は三万円と多かったが、これも給付対象となる条件に、住民税非課税が含まれている。

ただ、給付金を配る自治体の事務負担の重さは考慮しなければならない点だ。例えば、名古屋市の場合は本年度の臨時福祉給付金の受給対象者は約四十三万人。市の給付金支給事業等実施本部は、申請書の受け付け、審査などの作業に追われている。

各地の自治体の担当者は「住民税に関するデータは自治体がもともと持っている。住民税非課税という条件は、作業をあまり増やさないといい点ではありがたい」と口をそろえる。

(白井康彦)

社説 [高齢者の生活保護5割] 暮らせる年金の実現を

沖縄タイムス 2016年8月12日

65歳以上の高齢者の貧困が深刻な広がりを見せている。

ことし6月に、県内で生活保護を受給した世帯は2万7269世帯。そのうち高齢者世帯が1万3604世帯に上り、全体の50・1%と初めて半数を超えた。

完全失業者数が73カ月連続で減少(6月現在)するという雇用環境下で近年、現役世代の生活保護受給は減っている。一方、目立つのが高齢者の増加だ。

全国でも3月、高齢者世帯が初めて受給世帯全体の半数超となった。就労による収入改善を見込めないなど高齢者の特徴を見れば、今後、この割合が減少することはないだろう。全国では4月51・1%、5月51・2%と増え続けている。

生活保護を受給する高齢者に特徴的なのは、9割が単身世帯という点だ。寿命の伸びに伴い、貯蓄をはじめとする生活の備えを最期まで万全にすることは難しくなった。そんな高齢期を支えるはずの公的年金は、十分でないという現状がある。

多くの国民年金受給者が加入する老齢基礎年金の支給額は、40年間加入で1人当たり月6万5千円程度だが、これだけで単身世帯の家賃や生活費を賄うのは困難だ。

県内ではさらに、米軍統治期間の年金政策の空白により、加入期間の不足や未加入による低年金・無年金者の多さが高齢者の困窮に拍車を掛けているとみられる。

高齢期の貧困は、健康状態の悪化や孤独死などに直結しかねない。戦後の社会保障政策の不備など、沖縄独自の課題もあることを鑑みれば、県や自治体は、生活保護を受給する高齢者の実態と、年金支給額とのかかわりについて調べる必要がある。



国の年金改革は、高齢者の貧困拡大を防ぐ重要な手立ての一つだが、専ら抑制策に重点が置かれている。

厚生労働省は5日、2014年度の年金支給額が初めて前年度を下回ったことを明らかにした。要因として厚生年金の支給開始年齢の引き上げと、物価の下落と年金額を連動させない特例水準の解消を挙げる。

しかしこうした支給の抑制策だけでは、改革というにはあまりに不十分だ。高齢世帯の6割が年金収入のみで生活しているという現状で、厚生年金の支給開始年齢の引き上げは会社員の退職後の無収入に直結する。加えて特例水準の一律解消は、老齢基礎年金受給者厚生年金などに比べて元々支給額が少ない国民年金受給者のさらなる受給減につながっている。



加入期間に数十年を要し、収めた金額に応じて支給する社会保険方式の現行制度は、戦後、人口や国民所得が右肩上がりが増えたからこそ機能していた。

しかし、少子高齢化・非正規雇用の増大・ワーキングプアなどこの間の社会構造の変化は、いまや保険料を納付できない世帯の増大など年金制度の「空洞化」を招いている。

生活保護の受給世帯の半数を高齢世帯が占める現状は、高齢期の所得保障を目的とした公的年金制度が、もはや機能不全に陥っていることを示している。改革は待ったなしだ。

厚生・国民年金が赤字に GPIFの巨額運用損失で

しんぶん赤旗 2016年8月12日(金)

サラリーマンが加入する厚生年金と、自営業者が加入する国民年金の2015年度決算で、時価ベースで見ると3兆2458億円の赤字となったことが11日までに分かりました。

赤字となったのは、厚生年金で5年ぶり、国民年金で7年ぶりです。

赤字は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）による5兆3000億円の巨額運用損失が原因で、株式運用を拡大させて運用損失を招いた安倍内閣の責任が改めて問われます。

GPIFの運用損失は、厚生年金が5兆81億円、国民年金が3416億円。

厚生年金は、保険料率の引き上げなどで保険料収入が増加し、赤字は2兆7448億円

でした。

国民年金は、被保険者（加入者）の減少で保険料収入が減少し、5009億円の赤字となりました。

15年度末の年金積立金残高は合計で3兆2458億円減り、142兆7078億円。積立金残高が前年度より減少するのは4年ぶりの事態です。

一方、高齢化で受給者も増えることから、厚生年金の給付費は23兆2733億円に増えましたが、物価上昇にもかかわらず給付を据え置いたことなどにより、伸びは1233億円にとどまりました。国民年金では、給付費が964億円減少しました。

公的年金の運用／政権に左右されぬ仕組みに

河北新報2016年8月13日

2014年度の運用実績は15.3兆円もの黒字だった。ところが、先ごろ公表された15年度分は5.3兆円の赤字へと一気に転落した。

利益を上げるに越したことはないとしても、その反動のような損失は受け入れ難い。損益がこれほど乱高下する運用に、誰もが不安を抱かざるを得ないのではないか。

厚生、国民両年金の積立金約140兆円を抱える年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用実績だ。

この2年で真逆の結果を招いたのは、14年秋に運用資産の構成比率を見直したからだ。世界経済の動向に左右される国内と海外の株式の比率を大幅に増やした。株高であれば高収益を上げられ、逆に株安なら大きな損失を生む。15年度は、この構造が世界的な株安の直撃を受けた形だ。

GPIFの業務は、国民が納めた年金保険料のうち給付に充てられなかった分を積み立てた資金を運用し、将来にわたる給付に備えることだ。

運用で何年も赤字が続けば積立金が大幅に減り将来、給付に影響が出る恐れがある。年金積立金は老後の暮らしを担保する「国民の資産」であることを忘れてはならない。

だから、厚生年金保険法と国民年金法は「安全かつ効率的」な運用を求めている。効率的とは「できる限り低いリスクで必要な収益を得る」こと。ハイリスク・ハイリターンの運用ではない。この法の要請に立ち戻り、安全で安定的な運用が図られるべきだ。

そのためには、時の政権の意向に左右されない、組織を含む仕組みづくりが要る。

というのは、株式へ投資を増やし金融市場の活性化につなげるため、資産の構成比率見直し方針を成長戦略に盛り込み、GPIFに実施を迫ったのが安倍政権だからだ。

豊富な資金で株を買うことで株価を底上げする「官製相場」を形づくり、下落局面では買い出動で株価を下支えする。結果としての株高と14年度の運用黒字実績は、アベノミクスの成果と強調された。

この積立金運用は本来の目的である「被保険者のために」ではなく「政権のために」行われたというほかない。

赤字転落を受け、野党が「年金資金に大きな穴をあけた。安倍政権の政治的責任は重大だ」と批判したのは当然だ。だが、この批判を含め積立金が政治的に利用される、むしろ、そのことを憂える。

積立金は国民が納めた保険料であり、老後の備えだ。政治、政争とは無縁の環境で、時々々の経済・投資動向を見定めて運用されるべきだ。

政府は、理事長の独任制に近いGPIFの体制を改め、経営委員10人による合議制にするべく法改正を目指す。

以前は運用の中核だった国債がマイナス金利で満期まで保有すれば損する時代だ。多様な金融知識と経験を持つ専門家がリスク管理を担うことに異論はない。問題は経営委員の任免権を厚生労働相が持つことだ。これでは政権の介入に歯止めがかかるまい。

国会承認人事にすることを含め運営に国民が関与でき、運用の透明性と政権からの独立性を高められる仕組みを国会でじっくり議論すべきだ。

介護保険料を誤徴収、3万2535人分 /佐賀

毎日新聞 2016年8月13日 地方版

唐津市は12日、8月分の介護保険料を年金から天引きする際、3万2535人分で徴収額を誤っていたと発表した。8238人から計2661万3200円を取りすぎ、2万4297人から計3524万6300円少なく徴収していた。

今月9日、市内の高齢者から「市役所が通知した額と年金機構からの年金振込通知書の額が違う」との問い合わせで発覚した。取りすぎた額は1人当たり100円と200円が全体の67・7%、最高3万5300円で、今後被保険者の負担にならない還付方法を検討する。少なく徴収した額は100円と200円が全体の86・7%、最高4万5100円で、来年3月末期限の一括納付書を送付し追徴する。要望に応じて分割納付書を作成するという。

唐津市の香月隆司保健福祉部長は「多くの被保険者に多大な迷惑と心配をかけ申し訳ない。介護保険制度に対する市民の信頼を損ねたもので責任を痛感している」と陳謝した。

誤徴収の原因は、係員が日本年金機構に送信する8月分の年金控除データに本来必要な処理をしなかったため。市は今後、係員全員にシステム処理の理解を徹底し、複数者によるデータ処理・送信処理の確認、管理監督者の十分なチェックを図るとした。【原田哲郎】

介護保険施設の食費・居住費

低所得者から“悲鳴”

今月からさらに負担を強化

しんぶん赤旗 2016年8月15日(月)

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイを利用する低所得者で、8月から食費や居住費の負担が増加する改悪が実施されました。低所得者に対して負担軽減を行う「補足給付（特定入所者介護サービス費）」の収入算定が強化され、新たに遺族年金と障害年金が収入に加えられるためです。最大で月3万円以上もの負担増となり、約15万人に影響が及ぶとの試算も出ています。

「補足給付」は、住民税非課税の入所者に対して、3段階の負担限度額を設けている軽減措置です。遺族年金と障害年金は非課税のため、これまでは補足給付の収入算定からは除外されていました。

遺族、障害年金と合わせて年間収入が80万円を超えると、老人保健施設などの従来型

個室の場合、食費・居住費負担が月額2万7千円から6万円へと最大で3万3千円も増えることとなります。

遺族、障害年金の算定は、2014年の介護保険法改悪で、「老齢年金との公平性」の名で加えられたものです。しかし、高い方に合わせるための口実にすぎませんでした。

「補足給付」をめぐるのは、昨年8月から入所者の預貯金などや配偶者の所得などが勘案され、補足給付が打ち切られるなど耐え難い負担増が強いられています。

認知症の人と家族の会が行ったアンケートでは、「補足給付が受けられなくなり、月7・4万円の負担増で、これまでの倍になった。赤字分は預貯金を取り崩している。この先が不安」（70代男性、妻が特養入所中）「補足給付が受けられなくなり、全個室の施設から多床室の施設に移ったが、それでも13万円もかかる。家族の生活も破たんしてしまう」（60代女性、夫が特養入所中）など深刻な声が寄せられています。

安倍内閣は、補足給付の切り捨てにより公費で年390億円、給付費で700億円の削減を見込んでいます。

補足給付は2005年、それまで保険給付だった食費・居住費を全額自己負担にしたとき、低所得者を排除しないために設けられたものです。それを改悪して大幅な負担増を強いたり、補助を打ち切ることに対しては「約束違反だ」「施設から追い出すのか」との批判が相次いでいます。

「補足給付」削減の影響額 (億円)

	給付費	保険料	公費
補足給付見直し	▲700	▲310	▲390
一定以上の預貯金のある者を除外	▲360	▲160	▲200
配偶者の所得を勘案	▲200	▲90	▲110
遺族、障害年金を勘案	▲130	▲60	▲70

「三重苦」家計を圧迫 GDP年0.2%増、成長横ばい

東京新聞 2016年8月16日

内閣府が15日に発表した2016年4～6月期の実質国内総生産（GDP）の速報値は0.048%増とほぼ横ばい、この成長が1年間続くと想定した年率換算で0.2%増となった。2四半期連続のプラスだが、事実上のゼロ成長。GDPの約6割を占める個人消費が0.2%増と伸び悩んだ。期待したほどの賃上げが進まないうえ、消費税増税と社会保障費用の負担が増す「三重苦」に、消費回復の道筋は見えない。（白山泉、矢野修平）

■切り詰め

「百グラム十円」。二個入りで百円程度のグレープフルーツがどんどん売れていく。東京都足立区のスーパー「生鮮市場さんよう」が月二回開く「十円まつり」は大盛況。朝からできる八十人以上の行列は、恒例の風景になった。

自転車で十五分かけて来店した女性会社員（32）は「食材は毎日必要。一円や十円の節約も積み重なると大きいから」と話す。安倍政権の経済政策アベノミクスでも給料が思うように上がらず、生活防衛が不可欠になっているという。

今回のGDPで個人消費を細かく見ると、生活により密着した食料品や衣料品、外食や

飲食が低迷。節約志向は根強いままだ。

■実感なく

家計を圧迫するのは他にもある。一四年四月に税率が8%に上がった消費税は、一九年十月に10%への再引き上げが予定され、将来の支出増に対する消費者の警戒感は強い。

年金や医療などの社会保障関連費用も重い。大企業の従業員が加入する健康保険は、財政悪化から保険料率を引き上げる組合が増加。健康保険組合連合会によると一六年度の被保険者一人当たりの年間保険料は約四十七万九千円と、四年間で約四万円増えた。

厚生年金の保険料率も少子高齢化対策として〇四年以降、毎年引き上げられている。企業の従業員は給料から天引きされ、実感がないまま負担が増えている。

日本総合研究所の村瀬拓人（たくと）氏は「家計の手取りに当たる可処分所得が圧迫され、まだ給与が少ない三十五歳未満の世帯で特に節約志向が高い」と分析。高齢化が進むなか「巨額の赤字を抱える年金財政を立て直すためには、負担は増えていく方向にある」と、若者や子育て世代が抱える将来への不安を指摘する。

4～6月期
GDP速報値の概要

実質GDP	0.0 (0.2)
個人消費	0.2
住宅投資	5.0
設備投資	▲0.4
公共投資	2.3
内需寄与度	0.3
輸出	▲1.5
輸入	▲0.1
外需寄与度	▲0.3
名目GDP	0.2 (0.9)

※季節調整値の前期比増減率
%、()内は年率換算、
▲はマイナス

「年金減額制度は違憲」 県内受給者353人が国提訴

岐阜新聞 2016年08月18日

昨年6月から適用された「マクロ経済スライド」により、年金の給付額が従来より減額されたのは、生存権と財産権を定めた憲法に違反しているとして、岐阜県内の年金受給者353人が17日、国に減額分の計約370万円の支払いを求めて岐阜地裁に提訴した。

提訴は全日本年金者組合（東京都）が主導し、大阪府に続き全国2例目。

訴状などによると、国は国民年金法を改正し、給付額の伸びを物価や賃金の上昇よりも低く抑える「マクロ経済スライド」を導入。昨年度の物価上昇率は2.7%で、過去3年度分の賃金も2.3%の上昇だったにもかかわらず、伸び率は0.9%増に抑えられ、生存権と財産権が侵害されたとしている。

提訴後、岐阜市内で会見した組合県本部執行委員長の山本紘司さん（73）は「減額は、年金受給者の生活に大きな不安を与えている」と訴えた。

年金減額「違憲」と提訴 賠償求め岐阜県内の353人

中日新聞 2016年8月18日

国の「マクロ経済スライド」により、公的年金の給付額が物価や賃金の上昇より抑えられたのは、生存権などを定めた憲法に反するとして、岐阜県内の年金受給者353人が17日、原告団の昨年度中の減額分約370万円の支払いを国に求めて岐阜地裁に提訴した。弁護団によると、制度の違憲性を問う裁判は大阪地裁に続き、全国で2例目という。

訴状によると、国が2015年4月にマクロ経済スライドを発動したことで、本来、物価上昇などで2・3%増額されるはずだった年金給付額が0・9%増に抑えられ、最低限度の生活を保障した憲法に違反しているとしている。国は04年、公的年金制度維持を目的に制度を導入。デフレ下では発動しないとの条件付きだったため、15年度に初めて実施した。

原告団長の長谷川金重さん（81）＝岐阜県大垣市＝は「われわれの世代は苦勞して日本を支えてきた。今になって国が（年金減額という形で）約束を破るのは許せない」と話した。

厚生労働省年金局事業管理課は「訴状が届いていないので、コメントできない」としている。

（中日新聞）